

米軍UH-1Yヘリコプターの津堅島不時着に抗議する意見書

令和3年6月2日午後11時頃、普天間基地所属のUH-1Yヘリコプターがうるま市津堅島の私有地（畑）に不時着した。

不時着に関し、米軍は「技術的な問題が生じた」とパイロットが判断し、予防着陸した。具体的には感知機材周辺に生じた障害であり、これによってエンジン回転数の変動が引き起こされたため」と説明しているが、着陸地点から住宅地までの距離は120メートルほどしかなく、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事になりかねず、県民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

また、本市では、平成8年10月2日に普天間基地所属のCH-46シーナイト中型ヘリコプターが嘉陽小学校前の海岸へ不時着、平成20年10月24日に嘉手納基地所属のC-172セスナ機が真喜屋区内のサトウキビ畑へ墜落、平成28年12月13日に普天間基地所属のMV-22オスプレイが安部の海岸へ墜落する事故が発生している。現在でも、久辺地域の住民居住地上空では連日にわたり米軍航空機による低空飛行訓練が行われている。

沖縄県には陸上以外にも数多くの訓練空域や訓練水域が存在し、近年、米軍航空機の低空飛行訓練や騒音等、昼夜を問わず激化する傾向にある中、県民は日常的に危険にさらされている状況である。

当議会においては、これまでも米軍による事件・事故が発生するたびに、再三、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明と再発防止策等の徹底を強く要請してきたにもかかわらず、またしてもこのような米軍機の事故が発生したことは、米軍の航空機整備や安全管理に対する米軍当局の認識の低さを露呈するものであり、安全管理体制の構造的欠陥を指摘せざるを得ない。

よって、名護市議会は、市民・県民の生命・財産を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実施されるよう強く要請する。

記

- 1 事故発生時の県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 2 現場の原状回復措置、補償等の対応を速やかに行うこと。
- 3 事故原因及び経緯を徹底的に検証し、結果を明らかにするとともに、全ての米軍航空機の安全点検を行い、損傷や経年劣化の可能性のある機体の飛行を即時中止するなど、具体的な安全防止策を講ずること。
- 4 全ての軍用機等の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
- 5 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるように「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長